

信州大学の避難所等の運営協力に関する基本方針等

平成26年 3月18日

本方針は、災害対策基本法に基づく市町村からの要請に基づき、信州大学内に設置される「避難場所」及び「避難所」について、本学が運営協力を行うための基本的方針等をまとめたものである。

1. 「避難場所」及び「避難所」

「避難場所」及び「避難所」（以下「避難所等」という。）は、災害対策基本法に基づいて、市町村の要請を受けて設置される場所で、市町村が地域防災計画等において指定するものである。本学においては別添1のとおり、避難所等が指定されている。

2. 基本的な考え方

- (1) 避難所の運営にあたっては、市町村による運営マニュアル等を踏まえることとする。なお、本学が所在する各市町村においては現在運営マニュアル等の整備を検討中であるため、当面長野県が取りまとめた「避難所マニュアル策定指針」（以下「策定指針」という。）を基本に、想定される協力事項、その作業手順、体制等を整理するものとする。
- (2) 本学は避難所等を提供する施設管理者として、市町村が行う避難所の開設・運営管理、地域の自主防災組織や避難者等が行う避難所の自主的運営への協力を行うとともに、施設が被害を受けた場合には早期復旧に努めるものとする。

〔参考〕関係者の役割分担

○市町村

避難所を開設・運営管理し、避難者を支援するほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。

○自主防災組織等地域住民

避難所の運営を支援するとともに、避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画する。

○避難者

避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に協力・参加する。

○避難所の施設管理者

施設が被害を受けた場合の早期復旧と、市町村が行う避難所の開設・運営管理、避難者等が行う避難所の自主的運営への協力を行う。

（注） 避難所は市町村が開設・運営管理することが想定されているものであるが、避難者の自立のためにも、地域の自主防災組織や避難者等が自主的に運営することが大切であるとされている。

- (3) 大規模災害発生当初に市町村が職員を派遣できない場合に備え、避難所開放をはじめとする初動対応を行える体制を整備しておくものとする。
- (4) 避難所等は、帰宅困難者に対しても、休息場所、災害情報、飲料水等の提供、トイレの利用開放に努めるものとする。
- (5) 避難所の開設期間の延長が行われる可能性があることや、統廃合による避難所の集約が進めら

れることもあるので、柔軟な対応を行えるようにしておくものとする。

(注) 避難所の開設期間は7日が基本とされているが、市町村が県との協議の上（県は厚生労働大臣と協議して同意を得る。）、開設期間が延長される場合がある。

- (6) 本学の協力内容等（管理責任の明確化、費用負担、配給手配、原状復帰等の定めを含む。）については、市町村と調整を行い、また避難所の運営については、市町村、地域の自治会、本学（各キャンパス）との三者により事前の調整を行い、書面による確認を行うものとする。

3. 避難所等の開設等の手順

策定指針によれば、避難所の開設から撤収までの流れは、別紙「避難所開設から撤収までの流れについて」のとおりとなっており、本学においては次のとおり担当業務を行うものとする。

(1) 避難誘導

避難所等の案内掲示等、避難が円滑に行えるよう、可能な範囲での避難誘導を実施する。地震により、避難所等が使用できない場合には、その旨を掲示する。

(2) 避難所等の安全確認

避難者の受け入れに際しては、下記のとおり安全確認を行う。なお、避難所の安全確認が済むまでは入室を禁じ、建物の外で待機してもらうこととする。

担当職員は、夜間、休日等においても避難所の開錠ができるように鍵の取得方法を確認しておく。

①避難場所

担当職員は、フェンス等の倒壊を確認し、必要に応じてロープ、張り紙等による立入禁止区画の設定を行うこととする。

②避難所

担当職員は、地震によって建物にひびが入る等建物の利用に危険を伴う可能性がある場合には、その利用に先立って、建物の被害を確認し、その利用の可否を判断する。利用が困難な場合には、他の避難所を紹介する。

(3) 避難所のライフライン等の使用可否確認

担当職員は、施設関係担当者の協力を得て、水道、電気、ガス、トイレ等の使用の可否を確認する。松本キャンパスにおいては、環境施設部の職員がこれらの確認を行う。これらの確認ができるまでは、使用を禁ずる。確認の結果、使用できない場合には、使用禁止の掲示を行う。

トイレを使用できない場合には、簡易トイレを設置する。

(4) 避難所等利用範囲の設定

- 1) 利用開放する範囲を明確にして、必要に応じて進入禁止の区画設定、施錠による物品管理を行う。
- 2) 学外からの自動車の進入禁止措置を講じ、災害対応以外（救援物資以外の搬入等を含む。）の自動車の乗り入れを禁止する。
- 3) 避難所内には、①避難者の受付スペース、②運営事務スペース、③男女更衣室、④授乳室、⑤物資等保管室、⑥救護スペース、⑦体調不良者等のためのスペース（夏場の風通しの良い場所、冬場には暖かい場所に配慮）、⑧連絡用掲示板、⑨特設公衆電話の設置スペース等の設置が予想される。特に、①から⑧については、避難所開設後直ちに必要となることが想定される

ため、その配置を事前に検討しておく。

4) ゴミ取集場、物資等の搬入場所等の確保を事前に検討しておく。

5) 避難者の退避スペースについては、市町村の担当者又は学外避難者に調整を依頼する。(家族毎、区域毎に区割りすること、通路(車椅子が通れるよう1 m程度を確保)をビニールテープ等で区画することなど、最低限の居住環境の維持に配慮が求められる。)

(5) 避難所利用範囲の清掃等

地震等により、室内が破損ガラス等散乱物や粉じん等で使用できない状況も想定されるため、避難者の協力も得ながら、避難所利用範囲の清掃、整理等を行う。

(6) 資機材の搬入

受付用机、情報収集用テレビ・ラジオ等、避難所運営に必要な資機材(別添2参照)を搬入する。

(7) 避難所の開放

周辺住民等の避難所の利用希望に応じて、市町村の担当者の到着を待たずにその開放を行う。避難所の収容人数を超えた場合の対応については、事前に市町村との調整を行っておく。

判断が困難な場合には、原則として市町村の担当者の指示に従うものとする。天候、夜間等の状況から緊急の判断を要する場合には、他の避難所を紹介する。

(8) 避難者の受付

1) 市町村の担当者の到着を待たずに開放を行う場合には、市町村と事前に調整した様式の受付用紙(あらかじめ必要部数を印刷するなど準備をしておく。)により、避難者の受付を行う。避難者の受付名簿は、救援物資等の配給の算定基礎となるので、必ず記入してもらうように協力を依頼する。

2) 避難者からの要望等を記録するとともに、可能な範囲で本学として協力を行う。

(9) 負傷者及び災害時要配慮者の救護

軽傷者に対しては、(4)の「救護スペース」において、応急手当用の消耗品等を提供して応急手当を行う。また、体調不良者等配慮を要する者に対しては、(4)の「体調不良者等のためのスペース」へ誘導する。

(10) 避難者への避難所運営に関する協力依頼

避難所の入室ができるようになった場合には、避難者の中で代表者を決めてもらい、市町村の担当者が避難所へ到着するまでの間、避難所運営に関する取りまとめ役として協力を依頼するとともに、避難所利用に関する本学との調整役を依頼する。

(11) 避難所開設に関する連絡

市町村の担当者が到着するまでの間、避難所の開設状況について、防災電話等を活用して市町村へ連絡を行う。

避難者及び避難所開設等の状況を(松本キャンパス以外は、各部局災害対策本部を通じて)災害対策本部へ連絡するとともに必要な指示等を受けるものとする。

○避難所開設に関する災害対策本部への連絡事項

- ・市町村の担当者の参集状況
- ・避難所開設及び運営状況
- ・避難者の収容人数(概数)、負傷者等の状況

- ・避難所の被災状況（ライフライン等の利用可否を含む。）、安全確認状況
- ・避難者からの要望
- ・市町村との連絡状況 等

(12) 避難所運営委員会等への協力

市町村の担当者、避難者が中心となって避難所の運営等に関する検討を行う避難所運営委員会（仮称）等への協力を行う。

(13) 市町村との連絡方法の確認

市町村の担当者とは、夜間、休日等に連絡を行う必要性もあることから、事前にこれらの時間帯を含む連絡方法を確認しておく。

4. 避難所開設当初における運営協力にあたって、市町村との確認等を行うべき事項

避難所の運営協力にあたっては、本学が行う具体的な協力事項について明確にするため、発災前に市町村を中心として、地域の自治会、本学（各キャンパス）との三者による協議の上、下記の事項について、定期的に確認及び検討をしておく必要がある。

また、発災時に協力要請が想定される事項についても、各キャンパスにおいて対応可能なものを整理し、市町村と事前に考え方を共有しておくものとする。

なお、下記の事項以外にも、確認及び検討すべきとされる事項があれば、併せて明確化しておくものとする。

○設置者

〔確認事項〕

- ・市町村の避難所担当部署、担当者及び発災時の連絡先及びその方法

○受入対象者（収容定員）

〔確認事項〕

- ・収容定員を超えた場合に案内すべき他の避難所及び施設管理者連絡先

○提供可能な協力内容

【避難所の開設】

〔確認事項〕

- ・施設利用に関する安全の確認、施設の開放は市町村が行うことになっているが、地震発生直後の暫定的な措置として本学側で仮の確認を行い、施設を開放することの可否
- ・避難所の開設にあたり、初期設定（ゾーニング）として行うべきもの

〔参考〕避難所に設けるスペースの例

- ①避難者の受付スペース、②運営事務スペース、③男女更衣室、④授乳室、⑤物資等保管室、⑥救護スペース、⑦体調不良者等のためのスペース、⑧連絡用掲示板、⑨特設公衆電話の設置スペース 等

〔検討事項〕

- ・開設時の実施体制

- ・ゾーニング設定に際し、提供可能な物資のリスト化

【備蓄物資の受入・提供】

〔確認事項〕

- ・市町村からの備蓄物資（飲料水、非常食、食材の供給、被服・寝具等）の配給予定
- ・具体的な備蓄の仕分・配送計画の有無、備蓄物資の入手方法、備蓄量等配給予定数、需要把握段取り

〔検討事項〕

- ・本学内搬入のための、車両進入の導線、駐車スペースの確保

【運営用備品の受入・提供】

〔確認事項〕

- ・市町村からの避難所運営用事務用品、情報収集・伝達手段（テレビ、ラジオ、電話、ファクシミリ、パソコン等）等の備品の提供予定

〔検討事項〕

- ・本学内搬入のための、車両進入の導線、駐車スペースの確保
- ・事情により提供されない場合に備え、提供可能な備品のリスト化

【生活場所の提供】

避難者の就寝や起居の場、生活場所として、生活環境を改善し、最低限の居住環境を維持する必要があることに留意する。

〔確認事項〕

- ・市町村からの暑さ・寒さ対策や炊事・洗濯等のための設備、資機材の配給予定

〔検討事項〕

- ・本学内搬入のための、車両進入の導線、駐車スペースの確保
- ・事情により提供されない場合に備え、提供可能な備品のリスト化

【健康の確保】

〔確認事項〕

- ・市町村からの避難者の傷病を治療する救急機能（救護所の設置）と健康相談等の保健医療サービス（救護班の派遣）の提供予定

〔検討事項〕

- ・応急手当用の消耗品等の準備可能なもののリスト化

【衛生的環境の提供】

避難所においては、集団としての健康レベルの低下を招きやすい状況にあることから、感染症が発生及び流行することのないよう、衛生面での管理に特に留意する。

〔確認事項〕

- ・市町村からのトイレ、風呂・シャワー、ゴミ処理、防疫対策等衛生的な生活環境を維持する

機能資機材の提供予定

- ・清掃、ゴミ出し、トイレ使用等のルール作りなどについては、地域の自主防災組織や避難者等を中心に検討の上、徹底してもらう。

〔検討事項〕

- ・上記の機能のために提供可能なスペースの確保

【情報の提供・交換・収集】

〔確認事項〕

- ・市町村からの災害情報や安否情報、支援情報等の提供予定
- ・避難者同士が安否の確認や情報交換を行うための機能（掲示板等）の整備
- ・避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報の収集方法

〔検討事項〕

- ・上記機能が円滑に行われるためのスペースの確保

【その他】

〔確認事項〕

- ・避難所提供に係る、費用負担、原状復帰に関する市町村の考え方
- ・民生委員や地域ボランティア等との連携体制、近隣の福祉施設等との連携のあり方
- ・外国人、聴覚障がい者等とのコミュニケーションに関する留意事項
- ・避難所の統廃合・撤収の時期

〔検討事項〕

- ・確認の結果を踏まえて、所要の検討を実施

避難所開設から撤収までの流れ

※ 下線部は、本学が対応・協力すべきものと想定される事項。市町村の担当者が避難所に到着するまでの間は、下線事項以外についても、適宜、対応・協力を行う。本学が対応・協力する具体的な事項については、事前に市町村と調整を行うものとする。

1. 災害発生直後

【避難所開設準備】

○開設方針の確認

市町村災害対策本部からの開設指示の確認

○開設準備への協力要請

避難者への当面の運営協力を呼びかけ

○施設の安全確認

建物、電気、ガス等の安全性を確認

○避難者の安全確認

施設の安全性が確認されるまで、グラウンド等で待機

○避難所運営用設備等の確認

電話、パソコン等設備の使用可否の確認

○機材・物資の確認

本学が提供する機材・物資の状況等を確認

○避難所利用範囲等の確認

避難所として利用できる範囲を確認

○利用室内の整理・清掃

破損物等の片づけ

○居住組の編成

部屋単位などで避難者を組み分け。原則として、世帯を一つの単位とし、血縁関係や居住地域を配慮。観光客など元々地域内に居住していない避難者はまとめて居住組を編成

○避難所看板設置

【避難者の受入れ、名簿作成】

多人数が集中した場合には、記入は事後

【市町村災害対策本部への報告】

避難所の開設を速やかに、市町村災害対策本部へ報告

【地域住民への周知、広報】

避難所の設置を地域の住民に周知、広報

2. 展開期（災害発生後 2 日目から約 3 週間程度まで）

【居住組の代表選出】

本格的な避難所運営体制づくり。組長と各活動班の代表者を決定

※活動班の役割（例）

①総務班

- ・市町村災害対策本部との調整
- ・避難所レイアウトの設定・変更
- ・防災資機材や備蓄品の確保
- ・避難所の記録
- ・避難所運営会議の事務局
- ・地域との連携

（平常時：避難所のレイアウトの検討、備蓄品、備蓄倉庫の管理・点検、在宅被災者の把握方法及び組織作り方法の検討）

②被災者管理班

- ・避難者名簿の作成、管理
- ・安否確認等問い合わせへの対応
- ・取材への対応
- ・郵便物・宅配便等の取次ぎ

（平常時：避難者名簿の作成方法の検討、安否確認等問い合わせへの対応方法の検討、取材への対応方法の検討、郵便物等の取次方法の検討）

③情報管理班

- ・情報収集
- ・情報発信
- ・情報伝達

（平常時：情報収集、情報発信、情報伝達の方法の検討）

④施設管理班

- ・避難所の安全確認と危険箇所への対応
- ・防火・防犯

（平常時：危険箇所への対応手段の準備、防火・防犯に関する避難所での留意事項の検討、夜間のパトロール方法の検討）

⑤食料・物資班

- ・食料・物資の調達
- ・炊き出し
- ・食料・物資の受入れ
- ・食料の管理・配布
- ・物資の管理・配布

（平常時：必要食料・物資の把握方法の検討）

⑤救護班

- ・医療・介護活動

(平常時：応急救護方法の習得と啓発、救急用品の実態把握)

⑥衛生班

- ・ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活水の確保

(平常時：衛生管理に関する知識の習得と啓発、ゴミ・風呂・トイレ等の設置・管理方法の検討、ペットの管理方法の検討)

⑦ボランティア班

- ・ボランティアの受け入れ
- ・ボランティアの管理

(平常時：地域ボランティアへの協力呼びかけや体制づくり、一般ボランティアの受け入れや管理方法の検討)

【避難所運営会議の開催】

市町村災害対策本部との連絡調整事項についての協議や避難所内でのルール決定・変更、避難所での課題・問題への対処など避難所運営を円滑に行うために、毎日時間を定めて1回以上、運営会議を開催

3. 安定期（災害発生後3週間目以降）

【避難所運営会議の開催】

避難所内の状況を把握し、出席者相互の意見交換を行い、必要事項を協議・決定

【活動班の再編成】

避難者の減少等に応じた、避難所の規模縮小に伴い、班員の交代や班の再編成

4. 撤収期（周辺のライフライン機能が回復、避難所生活が必要でなくなる）

【避難所運営会議の開催】

避難所閉鎖についての避難所の合意形成と適切な残務整理

【避難所の撤収】

避難所運営業務の残務整理。避難所運営の記録、台帳等の整理と市町村災害対策本部への引き継ぎ。使用した施設の清掃等原状復帰

信州大学における市町村による避難所等指定状況

1 松本市

(1) 避難場所

指 定 地	想定避難者所在地区	避難可能人数	種別
野球場、グリーンフィールド	安原、城東	11,940	一次
教育学部附属松本小学校校庭	安原、城北	1,750	一次
教育学部附属松本中学校校庭	安原、城北	2,400	一次

※ 避難場所種別

・ 一次避難地

主として近隣住民が避難する公共空地であり、面積が原則として1ha程度以上の場所

・ 広域避難地

広域的な避難場所となる公共空地で、面積が概ね10ha程度以上の場所

(2) 避難所

指 定 施 設	想定避難者所在地区	収容人数
第一体育館、第二体育館	安原、城東	520
附属小学校体育館	安原、城北	100
附属中学校体育館	安原、城北	140

2 長野市

(1) 避難場所

指 定 地	想定避難者所在地区	避難可能人数	種別
教育学部グラウンド	指定無	指定無	一次
工学部グラウンド	指定無	指定無	一次
教育学部附属長野中学校校庭	指定無	指定無	一次

※ 避難場所種別

・ 一次避難場所

避難が必要となる災害が発生または発生しそうな場合に、避難者が一時的に集合し、災害の様子を見るための場所

・ 広域避難場所

災害の規模が拡大し、一次避難場所が被災する状況になった場合、一次避難場所から移動してきた避難者を仮設住宅など建設して長期間にわたって収容が可能となる場所

(2) 避難所

指 定 施 設	想定避難者所在地区	収容人数
教育学部附属長野中学校	指定無	指定無

3 南箕輪村

(1) 避難場所

指 定 地	想定避難者所在地区	避難可能人数
農学部グラウンド	神子柴区	指定無

(2) 避難所

指 定 施 設	想定避難者所在地区	収容人数
農学部体育館	神子柴区	250

4 上田市

(1) 避難場所

指 定 地	想定避難者所在地区	避難可能人数	種別
繊維学部体育館	踏入、泉町、上常田、中常田、 下常田、北常田、材木町、常入	指定無	広域

※ 避難場所種別

・ 一次避難場所

災害が発生した場合に地域住民が避難するための場所（自治会が指定）

・ 広域避難場所

大規模災害が発生した場合や自治会が指定する「第一次避難場所」が危険になった場合に避難する場所

(2) 避難所

指 定 施 設	想定避難者所在地区	収容人数
繊維学部体育館	踏入、泉町、上常田、中常田、 下常田、北常田、材木町、常入	指定無

※「広域避難場所」として指定されている建物を必要に応じて避難所として使用

避難所運営に必要な資機材(例)

○事務用品

ノート、メモ用紙、ボールペン、マジック（油性、水性）、カッター、カッター台、ナイフ、セロテープ、ガムテープ（布テープ）、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、ファイル、電卓、ホワイトボード 等

○清掃用品

ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手 等

○工具類

リヤカー、伸縮梯子、ジャッキ、背負式救助工具、無線機、ハンマー、バール、掛矢、ペンチ、バケツ、ヘルメット、ロープ、投光機、コードリール、三脚、縄・ビニール紐、剣先スコップ 等

○その他

机、椅子、応急処置用救急箱、担架、自転車、トランシーバー、ハンドマイク、メガホン、懐中電灯、乾電池、台車、テント、消火器、新聞紙、段ボール、ビニール袋、近隣地図、情報収集用テレビ・ラジオ、FAX、鎌 等